令和5年5月9日

コロナウイルス感染症に伴うお知らせ

　新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法の位置づけが、2類相当から5類に変更されることになりましたが、ライトハウス朱雀における取扱いにつきましては、変更・継続も含め、次のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

**ライトハウス朱雀における今後の取扱いについて**

1. 職員の出勤時の検温、手指消毒を継続します。

※　感染症を疑う症状がある時は、勤務を控えるとともに、適宜、抗原検査を実施すること　も含め、感染防止と早期発見に努めます。

1. 職員は、勤務時マスクを着用します。

※  感染症法上の位置づけが２類相当から５類に移行するのは、ウイルス変異によって、重症化率や致死率が下がったこと等によるもので、**新型コロナウイルスの感染力が弱まったからではありません。**　ライトハウス朱雀には重症化リスクの高い高齢者等が多くおられますので、職員がマスクを着用することをはじめとして、感染リスクを軽減させる対策を最大限講じてまいります。

1. 来所される方の検温・手指消毒・マスク着用につきましても、よろしくお願いいたします。
2. **5月8日から、居室での面会を再開**させていただきました。（面会時間帯 9：00～17：00）
3. 1回当たりの面会時間は、当面15分程度とさせていただいております。
4. 面会中は、お部屋の換気を行なってください。
5. 来所時の検温・手指消毒とともに、面会時のマスク着用を必ずお願いします。
6. 面会後2日以内に発熱等の症状があらわれた場合は連絡を必ずお願いします。

⑨　ご入居者が**陽性**となられた場合は、**発症日の翌日から10日間の居室内対応**となりますので、その間の面会は出来ません。

⑩　ご入居者が**濃厚接触者**に該当する場合は、**最終接触日の翌日から5日間の居室内対応**となりますので、その間の面会は出来ません。